

所管事項調査に関する資料

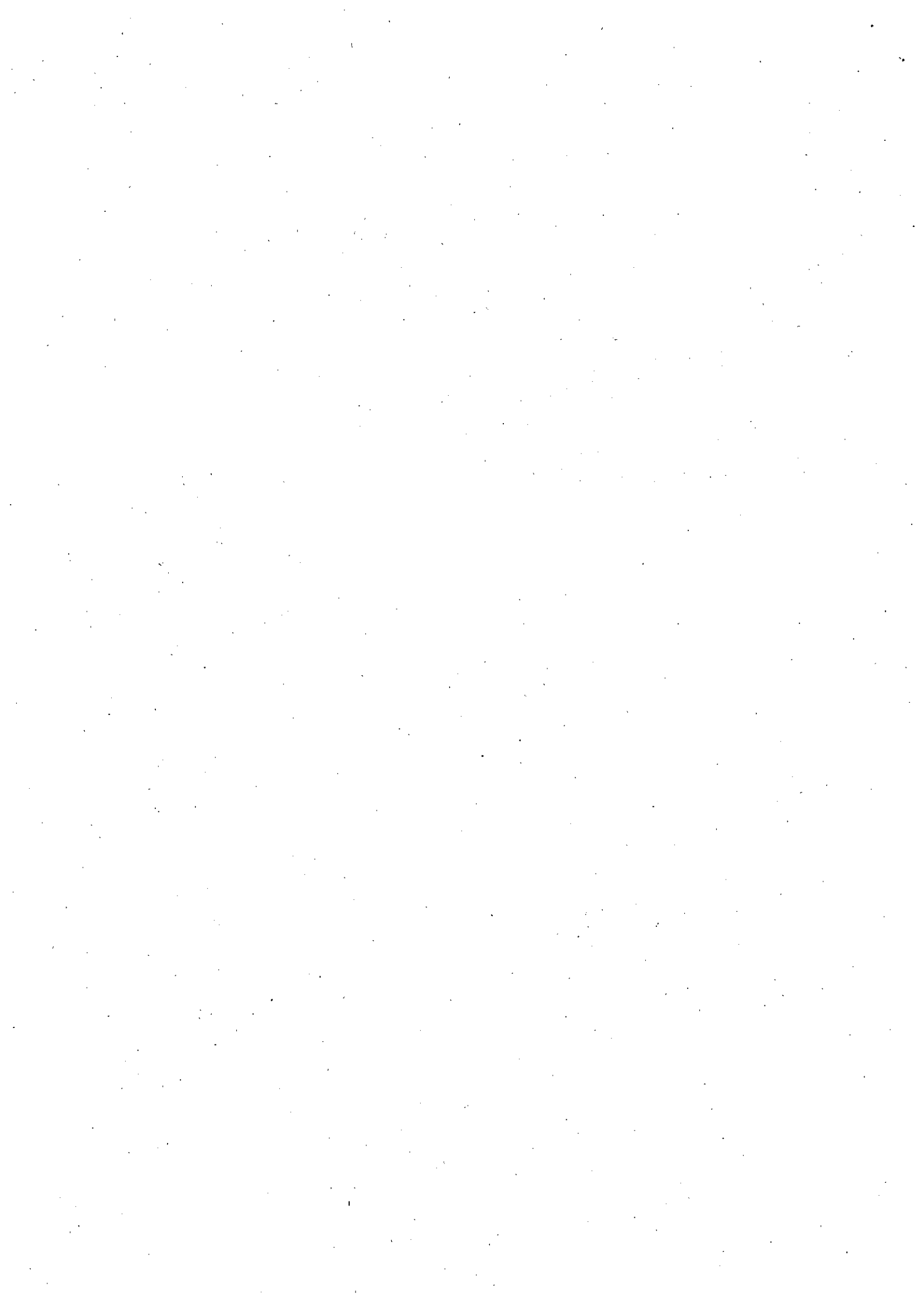
目次

長崎市立養護老人ホーム高砂園廃止に伴う入所者等への対応状況について

……………P1 ~ 4

福 祉 部

令 和 2 年 2 月



長崎市立養護老人ホーム高砂園廃止に伴う入所者等への対応状況について

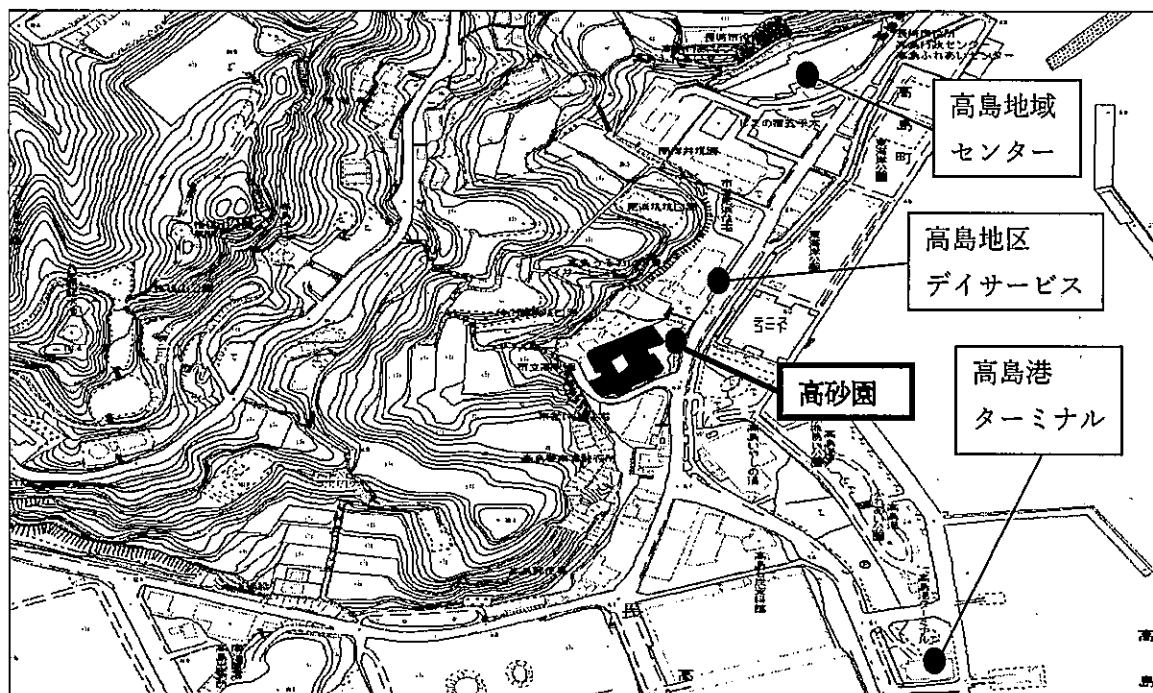
1 高砂園について

長崎市立養護老人ホーム高砂園は、65歳以上の方で、環境上の理由及び経済的理由により、家庭で養護を受けられない方を入所措置する施設であり、市内8か所の養護老人ホームのうち唯一長崎市が管理運営を行っている。当該施設は入所者数も少なく、市内の他の養護老人ホーム7施設の空き状況で必要数は充足していること、運営費も多額の一般財源で賄われていることや介護サービスを提供する施設ではなく、バリアフリー化もされていないことなどから廃止することとし、時期については令和2年7月に小規模多機能型居宅介護事業所を整備する予定であるため、事業所が一定定着した後の令和4年10月1日をもって廃止することが決定している。

(令和元年11月市議会定例会において「長崎市立養護老人ホーム条例を廃止する条例」可決)

【施設概要】

名称	長崎市立高砂園
所在地	長崎市高島町 2706 番地 34
構造	鉄筋コンクリート造2階建
敷地面積	2585.69 m ²
延床面積	1504.69 m ²
設置年月日	平成元年3月31日(現在地に新築移転)
定員	40人
入所者数	14人 (令和2年2月1日現在)



2 入所者等への対応状況及び廃止決定に至るまでの経緯

年	月 日	対応状況	経緯
令和元年	6月14日	説明会(高砂園廃止について) 対象:入所者・従業員、地元自治会	
	7月11日		6月市議会定例会 離島地域小規模多機能型居宅介護事業所運営費補助金債務負担行為可決
	8月21日 23日	説明会(高砂園廃止について) 対象:入所者の家族	
	10月14日		小規模多機能型居宅介護事業所の整備事業者決定(公募)
	11月14日	説明会(高砂園廃止時期変更について) 対象:入所者・家族・従業員、地元自治会	
	12月13日		11月市議会定例会 長崎市立養護老人ホーム条例を廃止する条例可決
令和2年	12月23日	文書通知(議決結果・個別相談案内) 対象:入所者の家族	
	1月16日	説明会(議決結果・個別相談案内) 対象:入所者及び従業員	
	1月18日 19日	個別相談(入所者14名、家族5名) 電話相談(家族2名)	
	2月7日	個別相談(入所者10名、家族1名)	
	3月下旬頃	養護老人ホーム施設見学会(予定)	

はじめに

この資料は、高砂園からの移転にかかる事項について説明しています。内容をご確認になり、疑問や不安に思うことがあれば、その都度、高砂園長または生活相談員に遠慮なくお声かけください。また、高齢者すこやか支援課でもご相談に応じます。

□ 養護老人ホームについて

次の環境上および経済上のいずれにも該当する場合に、入所判定審査会において総合的に判定を行い、市町村の措置(*)により入所できる施設です。

(*)措置とは 行政が必要性・サービス内容・費用負担等を決定し、利用者に給付する行為

(入所にかかる主な要件)

環境上	健康状態 : 入院加療を要する状態でないこと 環境状況 : 家族や住宅の状況など、在宅において生活することが困難であると認められること
経済上	生活保護受給者または市県民税の所得割を課せられていない世帯
その他	日常生活動作で一部介助を要する程度および認知症等の精神症状があっても軽度で、養護老人ホームでの生活が可能であること

※ 現在、高砂園に入所されており、入所要件は該当していると考えられますが、健康状態等、改めてご確認ください。

(入所費用) 本人・扶養義務者の収入に応じて費用を徴収します。



(施設) 市内には高砂園の他に7施設あります。また、市外の施設を希望することも可能です。

□ 移転にかかる基本的事項

上記の入所要件を満たしておられれば、高砂園以外の養護老人ホームに入所することが可能です。また、入居者さま・ご家族さまの収入に変更がない限り、入所費用の増額はありません。

入居者さま・ご家族さまのご意向をお伺いし、安心して移転していただけるよう、長崎市が必要なご提案をさせていただきます。

今後の流れ(手続き)について

～ 高砂園から他の養護老人ホームに移転入所する場合 ～

1 希望する養護老人ホームの決定について

- 新たに生活をする養護老人ホームになります。入所者さまやご家族さまで見学し、話し合ったうえで、希望施設を決めるようにしてください。
- 見学に行かれる場合は、相手方施設に事前のご連絡をお願いします。
- 長崎市による市内施設見学(集団)を、3月中旬から下旬に実施予定です。

2

措置申出書の提出について

- 相談や施設見学等により希望する施設が決まったら、高砂園に措置申出書を提出してください。

状況に応じて、その他の書類を提出いただいたり、入所判定審査会での判定を行う場合があります。(身元引受人の変更、健康状態の悪化など) 該当する場合は個別にご連絡します。

- 1施設に限らず、複数施設を申出することができます。



- 移転入所の順番は、措置申出書の受付順になります。

各施設によって待機状況が異なりますので、高砂園もしくは高齢者すこやか支援課にお尋ねください。

希望施設の手続きを行わないまま長期間お過ごしになりますと、高砂園の廃止時期(令和4年9月末)を迎え、希望の有無にかかわらず、空床のある施設に移転していただくざるをえない状況が生じるおそれがあります。入所者さま・ご家族さまの心身の負担を軽減するためにも、早めに手続きされることをお勧めします。

3

新たな養護老人ホームへの入所について

- 入所の案内から1~2週間を目安に荷物等を整理し入所します。
- 引越し費用は、原則 長崎市が負担します。また、引越しにかかる手続等についても、必要に応じてお手伝いします。
- 新しい環境でも安心してお過ごしいただけるよう、移転先のスタッフをはじめ、長崎市でサポートします。



～ 高砂園から養護老人ホーム以外の生活を希望される場合 ～

在宅生活やその他の介護施設等を希望される場合、生活費や利用料、入所要件(おからだの状態、身元引受人を求められる等)、サービスの内容等の様々なことを検討したうえで、希望する生活が実現可能かどうか、慎重に判断する必要があります。

具体的に検討されている場合は、まずは高砂園にご相談ください。

(状況に応じて、南総合事務所 地域福祉課も一緒にご相談に応じます。)

長崎市養護老人ホーム 高砂園 ☎896-2040
(入居者さまの処遇に関すること、入居者さま・ご家族さまの総合相談窓口)

長崎市高齢者すこやか支援課 ☎829-1146
(養護老人ホームの入所等に関すること)

長崎市福祉総務課 ☎829-1161
(高砂園の廃止に関すること)